

介護予防通所リハビリテーションサービス重要事項説明書

1,介護予防通所リハビリテーションサービスを提供する事業者

事業者名称	一般社団法人 呉市医師会
代表者氏名	石井 哲朗
所 在 地	広島県呉市朝日町15-24
連 絡 先	電話 (0823) 22-2326 FAX (0823) 23-2120

2,利用者への介護予防通所リハビリテーションサービス提供を担当する事業所

事業所名称	呉市医師会病院
介護保険指定事業者番号	3410511970
事業所所在地	広島県呉市朝日町19-19
連絡先	電話 (0823) 20-6301 FAX (0823) 20-6310
管理者	片山 紀彦
通常の事業の実施地域	呉市内とする。ただし、音戸町、倉橋町、豊浜町、豊町は除く。

3,事業の目的及び運営方針

事業の目的	呉市医師会病院が行う指定介護予防通所リハビリテーションの事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、病院（通所リハビリ）の医師及び作業療法士、理学療法士、看護職員、介護職員が要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。
運 営 方 針	1,病院（通所リハビリ）の職員等は、要支援状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう支援する。 2,事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4,事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日。ただし、祝日、12月29日～1月3日までを除く。祝日の振り替え営業は行わない。
営業時間	午前8時15分～午後5時00分までとする。
サービス提供時間	午前9時30分～午後3時30分までとする(最大8時30分～4時30分)。ただし、気象状況等により、送迎が困難な場合はこの限りではない。

5,事業所の職員体制

事業所の管理者	医師 片山 紀彦
---------	----------

職 種	人員数
理学療法士	0名
作業療法士	2名
看護職員	4名
介護職員	5名
事務職員	1名

6,介護予防通所リハビリテーションサービスの内容

内 容	
①理学療法及び作業療法	⑥生活指導
②入浴サービス	⑦健康チェック
③運動器機能向上訓練	⑧口腔機能向上
④集団体操	⑨(送迎)
⑤ティータイム	

7, 介護予防通所リハビリテーションの利用料

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。
但し、保険対象外の場合は、自費料金をいただきます。(別表参照)

8, 利用料、その他の費用の支払い方法

銀行又はゆうちょ銀行引き落としをお願いします。

9, 緊急時の対応方法

①体調の急変について	施設内において体調の急変が起きた場合には、当事業所の管理者（医師）の指示に従い、利用者の主治医又は、医師会病院の医師の指示に従います。又、緊急連絡先に連絡いたします。 送迎中の体調の急変については、状態に応じて救急車に連絡します。 それ以外は上記の対応に順じます。
②事故の発生について	利用者の家族、利用者の主治医、関係行政機関等に対して連絡を行う等の必要な措置を行います。 又、事故の原因を解明して再発防止等を行います。

10, 秘密の保持と個人情報の保護

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後及び事業者の雇用する者が退職した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者やその家族の個人情報を用いません。 事業者は、個人情報保護規程に定める利用目的以外に利用者等の個人情報を利用することなく、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

11, その他

虐待防止に関する事項	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図り、虐待の防止のための指針を整備します。また、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年 1 回以上)に実施します。虐待防止を適切に実施するための担当者を置きます。 サービス提供中に、当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを呉市等行政担当窓口に通報するものとします。
業務継続計画の策定等	災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から次の各号に掲げる措置を講じるものとします。 災害が発生した場合でも業務を継続的に実施するため及び早期の業務再開を図るための計画を策定し従業者に周知徹底を図ります。 従業者に対し、必要な研修及び訓練を定期的(各年 1 回以上)に実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。
衛生管理等	従業者に対し感染対策教育を実施し、設備及び備品等を衛生的に管理するよう努め、感染症が発生又はまん延しないよう対策を行います。 感染症発生時におけるサービス提供を継続的に実施する為、および非常時の体制で早期の事業再開を図る為、事業継続計画を策定し必要な措置を講じます。

12, サービス提供に関する相談、苦情

【事業者窓口】 呉市医師会病院（通所リハビリ）	所在地	：広島県呉市朝日町19-19
	電話	：（0823）20-6301
	FAX	：（0823）20-6310
	受付時間	：月曜日～金曜日の午前8時15分～午後5時00分
	担当者	：加川 文恵
呉市介護保険課	所在地	：広島県呉市中央4丁目1-6 呉市役所
	電話	：（0823）25-2626
	受付時間	：月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地	：広島県広島市中区東白島町19-49 国保会館
	電話	：（082）554-0783
	受付時間	：月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

※「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」（別紙）

13, キャンセル

①利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

【連絡先 （0823）20-6301】

②利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡下さい。

③当日キャンセルされた場合の食費は徴収させていただきます。

14, 送迎について

立地条件等により自宅まで送迎が不可能な場合には相談の上途中まで出て頂くこともあります。

原則として送迎途中での下車はできませんので御了承下さい。